

# ひろげましようきれいな川を守る暮らし

川や海の水質については、水質汚濁の代表的な指標であるBOD(※生物化学的酸素要求量)などの環境基準が定められ、国や県、市などで定期的に河川の

水質検査を行っています。平成18年度から20年度までの市内の主な河川のBOD値は、左表のとおりでした。ここ2、3年間の水質状況は、おおむね

横ばい状況にあり、今後とも推移を注視していくこととしています。

市内では、下水道・農業集落排水・浄化槽の普及による生活排水の浄化や事業所の排水処理施設の改良、河川愛護への関心の高まりによる各種団体の清掃活動など、きれいな川をつくるための取り組みが年々盛んになってきています。



カジカがすむ清流を守ろうと砂鉄川上流で行われている石磨き

## 市内河川の水質測定結果(BOD値 単位:mg/ℓ)

河川名	地点名	地域	18年度	19年度	20年度
北上川	千歳橋	一関	1.0	1.3	1.2
	北上大橋	川崎	1.0	1.2	1.1
	北上川橋	花泉	1.0	1.3	1.2
磐井川	長者滝橋	一関	0.5	0.5未満	0.5未満
	上の橋	一関	0.8	1.2	1.2
	狐禅寺橋	一関	1.0	1.4	1.3
吸川	水門	一関	13.5	21.0	16.0
久保川	赤子橋	一関	0.6	0.5未満	0.5未満
金流川	天神橋	花泉	0.8	1.1	0.9
	川ノ口橋	花泉	1.7	1.7	1.8
有馬川	金流橋	花泉	1.1	1.3	1.1
磯田川	沼畑橋	花泉	1.5	1.6	2.0
砂鉄川	生出橋	東山	0.8	0.5未満	0.5未満
	門崎橋	川崎	0.8	0.8	0.8
曾慶川	雲南田橋	大東	0.9	1.2	1.8
	宮田橋	千厩	0.6	1.0	1.0
千厩川	久伝橋	千厩	1.3	1.7	1.5
	松形橋	川崎	2.7	3.7	2.6
	水門	川崎	1.8	2.9	2.1
大川	宮城県境	室根	0.6	0.8	0.8
津谷川	千代ヶ原橋	室根	0.5未満	0.5未満	0.5未満

※県の測定結果による。(21年度の結果は23年3月ごろに発表される予定です)  
 ※BODとは、水中の微生物が汚れを食べる(分解する)ときに必要とする酸素の量を表す数値です。汚れが多いほど、微生物が必要とする酸素も増えるので、この数値が大きくなるほど水は汚れているといえます。魚が快適に生息するには、BODが5mg/ℓ以下であることとされています。

- 1 下水道整備済みの地区の人は、早急に下水道への接続をお願いします。
- 2 下水道の整備が予定されていない地区の人は、浄化槽の設置について検討をお願いします。(補助制度があります)
- 3 浄化槽を設置している人は、保守点検を必ず受けましょう。
- 4 家庭では、▼調理で残った油は紙でふき取るなど排水に流さない▼調理ごみは目の細かい三角コーナーに捨て、水を切って燃やすごみに出す▼洗濯の際は洗剤を適量にする、排水先にためマスを設置するなど、生活を少し見直すことで、水の汚れを減らすことができます。
- 5 川にごみを捨てないなど、みんなで川をきれいにする河川愛護の心をはぐくみましょう。市では、河川愛護団体を対象に支援を行う公共用水域浄化モデル事業を行っており、市民の皆さんが主体的に河川を守る活動を支援しています。

◎問い合わせ先  
本庁生活環境課 ☎8341

## 乳幼児 妊産婦 など対象

# 医療費を助成しています

市は、乳幼児や妊産婦、重度心身障がい者、母(父)子家庭に対して、病院などにかかった際の医療費(一部負担金の全部または一部を助成しています)。

■乳幼児：出生から就学前までの妊産婦

■重度心身障がい者：身体障害

の乳幼児(6歳に達する日以降最初の3月31日まで)

■妊産婦：妊娠5カ月目の月の初日から、出産の日の翌月末までの妊産婦

者手帳1・2級、障害基礎年金1級(特別障害給付金1級)、特別児童扶養手当1級、療育手帳Aのいずれかの認定を受けている人

■母(父)子家庭：配偶者のいない母(父)と18歳以下(18歳に達する日以降、最初の3月31日まで)の子がいる家庭

■ひとり暮らし老人：ひとり世帯で全く身寄りのない65歳から69歳までの人

これらの助成を受けるためには、所得が上表の限度額以内であることが条件です。

新たに助成を受けようとする人は、申請により受給資格の認定を受ける必要があります。

現在、受給者証の交付を受けている人は、更新手続きは不要です。8月1日から使用する新しい受給者証は、所得判定などによる資格審査を行い、7月下旬に郵送で交付します。

ただし、▽22年1月2日以降に市内に転入▽保護者が市外に居住しなどのため、所得・課税証明書などの提出が必要な人には、手続きについて別途お知らせします。

## 医療費助成所得制限限度額表 (平成22年8月1日～平成23年7月31日)

### 1 妊産婦・母(父)子家庭

控除対象配偶者および扶養義務者などの数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
妊産婦本人・保護者	272万円	310万円	348万円	386万円	424万円	462万円
母(父)子の母(父)	192万円	230万円	268万円	306万円	344万円	382万円
母(父)子の扶養義務者	236万円	274万円	312万円	350万円	388万円	426万円

### 2 重度心身障がい者

控除対象配偶者および扶養義務者などの数	0人	1人	2人	3人	4人
本人	395万4千円	433万4千円	471万4千円	509万4千円	547万4千円
扶養義務者など	663万7千円	688万6千円	709万9千円	731万2千円	752万5千円

### 3 ひとり暮らし老人

本人	159万5千円
----	---------

※乳幼児は所得制限がありませんが、所得課税状況により受給区分(県単・市単)の判定を行います。

◎問い合わせ先  
本庁国保年金課 ☎8343  
各支所市民課

## 私たちの小さな心掛けがきれいな川をつくりま

きれいな川や海をいつまでも大切に守っていくため、次のことについてご協力ください。

## 後期 高齢者 医療

# 22年度各種お知らせ事項

【保険証が更新されます】  
現在お使いの保険証は、有効期限が22年7月31日までのです。8月1日から使用する保険証は、7月下旬に送付します。

【22年度保険料が決まりました】  
後期高齢者医療制度に加入している皆さんには「保険料額決定通知書」と「保険料納入通知書(兼特別徴収開始通知書)」を7月中旬に送付します。

【普通徴収の人には納入通知書を送ります】  
お手元に納入通知書が届きましたら、確認の上、納期限までに忘れずに納付しましょう。(10月から特別徴収に切り替わる人も含みます)

※普通徴収の対象は1 年金額が年額18万円未満 2 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える 3 年度途中で資格取得した人 など

【保険料の軽減措置】  
保険料の軽減は、昨年度に引き続き1 所得に応じた均等割額 2 後期高齢者医療に加入する前に「被用者保険の被扶養者」だった人の均等割額 3 所得が基準額以下の人の所得割が行われま

◎問い合わせ先  
本庁国保年金課 ☎8343  
各支所市民課

す。詳しくは、「保険料額決定通知書に記載されていますのでご確認ください。」

【納付には便利な口座振替を】  
保険料の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。手続きには、納入通知書と通帳、通帳印を金融機関窓口に参加してください。

【年金大引きから「口座振替」に】  
保険料の納付方法を「年金天引きから「口座振替」に変更することができま。口座振替を希望する場合は、金融機関窓口での手続きと市役所での納付方法変更申出書の提出が必要となります。

【納付の相談と減免】  
納付期限までに保険料の納付が困難な場合には、左記へご相談ください。また、災害や事業の廃止などで家計の状況から生活の維持が困難となったときなどに、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。

◎問い合わせ先  
本庁国保年金課 ☎8343  
各支所市民課